

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（目的）

第一条 この法律は、大学、高等専門学校、大学共同利用機関及び国の試験研究機関における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進を図るために措置を講ずることにより、新たな事業分野の開拓及び産業の技術の向上並びに大学、高等専門学校、大学共同利用機関及び国における研究活動の活性化を図り、もって我が国産業構造の転換の円滑化、国民経済の健全な発展及び学術の進展に寄与することを目的とする。（定義）

第二条

この法律において「特定大学技術移転事業」とは、大学（学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいふ。以下同じ。）における技術に関する研究成果（以下「特定研究成果」といふ。）について、特定研究成果に係る特許権その他の政令で定める権利のうち國以外の者に属するものについての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、特定研究成果の活用を行うことが適切かつ確実と認められる民間事業者に対する移転する事業であつて、当該大学における研究の進展に資するものをいう。

二 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むものととして営むもの。

二 資本金の額又は出資の総額が一百人以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの。

二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が一百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの。

第三条

文部科学大臣及び経済産業大臣は、特定

専門学校並びに国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいふ。以下同じ。）における技術に関する研究成果の民間事業者への効率的な移転を促進するため、特定大学技術移転事業の実施に関する指針（以下「実施指針」という。）を定めなければならない。

第四条

（実施計画の承認）

文部科学大臣及び経済産業大臣は、第一項の

（実施指針）

合、協同組合連合会その他の特別の法律によ

り設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

第五条

文部科学大臣及び経済産業大臣は、第一項の

第六条

（実施計画の承認）

文部科学大臣及び経済産業大臣は、特定

第七条

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

文部科学大臣及び経済産業大臣は、特定

研究開発に関し、大学と民間事業者との連

携及び協力が円滑になされるよう努めるものと

二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万元以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むものと

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 協業組合

五 協業組合、事業協同小組合、商工組合（実施指針）

六 協業組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

二 實施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定大学技術移転事業を実施する者に関する事項

二 特定大学技術移転事業の内容及び実施方法

三 特定大学技術移転事業の実施時期

四 特定大学技術移転事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五 文部科学大臣及び経済産業大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その実施計画が実施指針に照らして適切なものであり、かつ、当該実施計画が確実に実施される見込みがあると認めるときは、その承認をするものとする。

二 承認事業者が承認計画に従つて行う特定大学技術移転事業により特定研究成果の移転を受けて、中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が当該特定研究成果を活用する事業を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたもの）を除く。又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この条において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る実施計画を変更しようとするときは、文部科学大臣及び経済産業大臣の承認を受けなければならぬ。

三 文部科学大臣及び経済産業大臣は、第一項の承認を受けた実施計画（前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認計画」という。）に係る特定大学技術移転事業を実施する者（以下「承認事業者」という。）が当該承認計画に従つて特定大学技術移転事業を実施していいないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

四 前条第三項の規定は第一項の承認に、同条第三項の規定は前項の規定による承認の取消しに準用する。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う技術移転促進業務）

文部科学大臣及び経済産業大臣は、特定

研究開発に係る特定大学技術移転事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十五年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行ふ。

（実施計画の承認）

文部科学大臣及び経済産業大臣は、特定

研究開発に関する計画（以下「実施計画」とい

う。）を作成し、これを公表しなければならない。

（実施計画の承認）

文部科学大臣及び経済産業大臣は、特定

研究開発に係る研究についての配慮（学術の応用に関する研究についての配慮）

文部科学大臣は、特定研究成果の民間事業者への移転の促進に資するため、大学における

研究開発に関する研究の進展が図られるよう必要な配慮をするものとする。

（大学と民間事業者との連携協力の円滑化等）

(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条

この法律の施行の日前に既に納付した特許料の減免又は猶予については、第六条の規定による改正後の大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第十三条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一條 附則第二条から前条までに定めるもののが、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (平成二五年一二月一日法律第
九八号) 抄**

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)
三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四 第三条中特許法第一百七条第三項の改正規定、第一百九条の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定、第一百十二条第一項及び第六項の改正規定、第一百九十五条第六項の改正規定並びに第一百九十五条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定並びに第六条及び第七条の規定並びに附則第十一条、第十五条、第二十三条及び第二十五条から第三十二条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日